

城西国際大学父母後援会

父母後援会共済事業規約



父母後援会共済事業規約

1. 趣旨及び事業

城西国際大学父母後援会では、城西国際大学学生（大学院生及び別科学生を含む。）の父母又は学費負担者として登録された者（様式1）を会員とし、相互扶助の精神に則り、次のような共済事業を行う。

(1) 在学生を対象として「学生教育研究災害傷害保険」（以下、「学研災」という）「学研災付帯賠償責任保険」（以下、「学研賠」という）及び「総合福祉団体定期保険」（以下、「生命保険」という）に加入することにより、学内外を問わずに24時間、正課授業中や課外活動等の学生生活を保障し、次のようなときは各保険特約条項に基づく保険金の支払が受けられるようにする。

- ① 正課中及びそれに準ずる研究活動中に発生した傷害及び死亡、後遺症
- ② 学生の日常生活（課外活動等も含む）で被る不慮の事故による死亡または所定の高度障害になったとき若しくは入院及び所定の障害状態になったとき。
- ③ 国内外において、学生が正課、学校行事、ボランティアクラブ等で課外活動およびその往復で他人にケガをさせたり他人の財物を破損したことにより被る損害賠償を補償する。
(学研賠)
- ④ 病気による治療及び入院等の補償は保険金支払い対象外。
- ⑤ 生命保険の保険金受取人は、会員とする。

※学研災加入者が学研災及び学研賠では補償が不足と思われる場合に、病気等も補償ある**任意加入の学研災付帯学生生活総合保険・学生総合補償**があります。

- (2) 会員が不慮の災害に遭遇されたときは、見舞金を支給する。
- (3) 学生の正課中及び課外活動、生活中の傷害事故に対して見舞金を支給する。
(請求は事故後180日以内に限る)

2. 共 済 費

- (1) 学生1人年額9,000円を会員負担とする。
- (2) 共済費納入は入学時9,000円とし、2年次以降毎年4月末日までに9,000円を納入する。
- (3) 共済事業運営上やむを得ざる場合には増額することができる。

3. 共済費の支出内訳

- (1) 学生保険に関する保険料（学研災+学研賠）
保険料については、保険約款に基づく料額とする。ただし、役員会に報告するものとする。
経営情報学部 入学時（4年間）4,660円 国際人文学部 入学時（4年間）4,660円
福祉総合学部
福祉総合学科 入学時（4年間）4,660円
福祉総合学部
理学療法学科 入学時（4年間）5,370円 薬学部 入学時（6年間）6,840円
メディア学部 入学時（4年間）4,660円 観光学部 入学時（4年間）4,660円
環境社会学部 入学時（4年間）4,660円 看護学部 入学時（4年間）5,370円
大学院 修士 入学時（2年間）2,430円 大学院 博士 入学時（3年間）3,620円
大学院 博士 入学時（4年間）4,660円 別科 入学時（1年間）1,340円
保険有効期間は卒業年度の3月31日までとする。（ただし秋季入学生は9月1日から8月31日）
- (2) 生命保険に関する保険料
保険料については、保険約款に基づく料額とする。ただし、役員会に報告するものとする。保険有効期間は1年間（4月1日から3月31日。ただし、秋季入学生は9月1日から8月31日。）
- (3) 共済基金
異常事態に対応するため、基金を設ける。

4. 会員の死亡による授業料の奨学金

学費支弁者たる会員が死亡した時は、本人の申し出により通常の卒業課程の範囲を限度に授業料を奨学金として無利息で貸与を行うものとする。

なお、この細則については別に定める。

2. 本共済事業規約は平成6年4月1日一部改正。
ただし、学研災の適用は、平成6年度入学生からとする。
3. 本共済事業規約は平成8年4月1日一部改正。
ただし、学研災の適用は、平成8年度入学生からとする。
4. 本共済事業規約は平成10年4月1日一部改正。
ただし、学研災の適用は、平成10年度入学生からとする。
5. 本共済事業規約は平成14年4月1日一部改正。
ただし、学研災の適用は、平成14年度入学生からとする。
6. 本共済事業規約は平成16年4月1日一部改正。
ただし、学研災の適用は、平成16年度入学生からとする。
7. 本共済事業規約は平成17年4月1日一部改正。
ただし、学研災の適用は、平成17年度入学生からとする。
8. 本共済事業規約は平成18年4月1日一部改正。
ただし、学研災の適用は、平成18年度入学生からとする。
9. 本共済事業規約は平成22年4月1日一部改正。
ただし、学研災・学研賠の適用は、平成22年度入学生からとする。
10. 本共済事業規約は平成23年4月1日一部改正。
ただし、学研災・学研賠の適用は、平成23年度入学生からとする。
11. 本共済事業規約は平成24年4月1日一部改正。
ただし、学研災・学研賠の適用は、平成24年度入学生からとする。
12. 本共済事業規約は平成25年4月1日一部改正。
ただし、学研災・学研賠の適用は、平成25年度入学生からとする。
13. 本共済事業規約は平成26年4月1日一部改正。
ただし、学研災・学研賠の適用は、平成26年度入学生からとする。
14. 本共済事業規約は平成27年4月1日一部改正。
ただし、学研災・学研賠の適用は、平成27年度入学生からとする。
15. 本共済事業規約は平成28年4月1日一部改正。
ただし、学研災・学研賠の適用は、平成28年度入学生からとする。
16. 本共済事業規約は令和元年5月18日一部改正。
ただし、学研災・学研倍の適用は令和元年度入学生からとする。

(1枚目……父母後援会提出用)

登 録 書

20 年 月 日

城西国際大学父母後援会会長 殿

私は下記学生の学費負担者として登録いたします。また、学生とともに下記の「個人情報の取り扱いについて」了承し、共済事業に係る保険に加入することに同意します。

会 員 (保 護 者)	住 所	〒 (-)	TEL ()	携帯 ()
	ふりがな	同意印		学生との続柄
	会 員 氏 名	Ⓜ		

学 生	在 籍	学 部	学 部	学 科
		大 学 院	研究科	専 攻
		留学生別科		専修課程
	ふりがな	性 別		生 年 月 日
	氏 名	1:男 2:女		19・20 年 月 日

備 考	1. この登録書が未提出の場合、共済費が納入されていても保険が成立しません。必ず入学手続き書類とともに返送願います。 2. 1枚目および2枚目ともにご捺印の上、切り離さずに2枚とも返送願います。 3. ※欄は記入しないでください。 4. 「会員（保護者）」欄の「学生との続柄」は、学生からみた関係を記入願います。 5. 右上の年月日は大学に提出する日付をご記入ください。	受験番号
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------

＜個人情報の取り扱いについて＞

城西国際大学父母後援会は本「登録書」に記載の情報を、保険契約の引受、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いのための目的で使用し、それ以外の目的には使用しません。

※学籍番号

係	学生サービス課長	総務課長	事務局長	後援会長

年 月 日

城西国際大学
 父母後援会会長 殿

学 籍 番 号
 学 生 氏 名
 請 求 人 住 所
 氏 名

印

父母後援会共済事業規約による(弔慰金・見舞金・学生保)の給付を請求致します。

記

種 別
 添付書類
 その他

・銀行名 _____ 銀行

・支店名 _____ 支店 _____ 支店番号

・種 別 普通 当座

・口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--

・口座名義人 ふりがな
